



# KATO TRANSPORT CO., LTD.

2017.11.6



## SAILING SCHEDULE OSAKA TO MANILA

VESSEL (Voyage) ※Via Hongkong	大阪 (Osaka)	BOOKING CUT	CFS CUT	MANILA (South)
IWASHIRO V.247S	11/16 (THU)	11/13 (MON)	11/8 (WED)	11/22 (WED)
CAPE NABIL V.029S	11/23 (THU)	11/20 (MON)	11/15 (WED)	11/29 (WED)



### (ブッキング窓口)

加藤運輸(株) 海運営業部  
〒541-0054 大阪市中央区南本町4丁目1番8号  
アルテビル南本町6階  
TEL: 06-6253-6688 FAX: 06-6251-8622  
担当: 朝山

### (貨物搬入場所)

加藤運輸(株) 築港第二突堤保税上屋  
(NACCS CODE: 4AW89)  
〒552-0022 大阪市港区海岸通3丁目4-55  
TEL: 06-6573-6931 FAX: 06-6572-7332  
担当: 高原/ 稲田

### ・ PHILIPPINESの輸入申告について

課税標準価格	関税行政令(Customs Administrative Order: CAO)第4-2004号に従い、原則として、CIF価格に相当する取引価格を基に計算される。 取引価格で計算できない場合は、同一品の取引価格などを基に計算される。
輸入税金等	1. 最恵国(MFN)税率 2. 自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)の適用税率
その他	付加価値税(VAT、12%)、物品税など。 さらに国内消費用に輸入される煙草、蒸留酒、ワイン、自動車、鉱物製品などは、関税のほか物品税を支払わなければならない。 木材梱包材はSPM NO.15の則する。又、関税事後調での書類保存期間は輸入取引日から3年。 ※PEZA(フィリピン経済特区)登録企業への輸入についてお通関等の手続きが簡素化されます。(2005年7月7日開始) 尚、輸入禁制品、確認が必要とされる規制、加工食品、検疫が必要な品目、経済特区PEZA以外への輸出の場合には、輸入申告の際に許可までの時間が掛かること、誤申告へのペナルティ、税関職員毎の見解相違に注意が必要です。

- ・ (一貫輸送) ドアデリバリーもお引き受け致します!!
- ・ スケジュールは変更になる場合がございます。